



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 リンナイ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 内藤 弘康
(コード番号 5947 東証・名証 第1部)
問 い 合 せ 先 取締役常務執行役員 小杉 将夫
管 理 本 部 長
(TEL. 052-361-8211)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 65 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

法改正に伴い、社外取締役および社外監査役との間の責任免除に関する契約を業務執行役または支配人その他の使用人であるものを除く取締役およびすべての監査役との間で契約が締結できる旨の規定へ変更するものです。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役および取締役会 第 19 条～第 25 条 (条文省略) (社外取締役との責任限定契約) 第26条 当会社は、会社法 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	第 4 章 取締役および取締役会 第 19 条～第 25 条 (現行どおり) (取締役との責任限定契約) 第26条 当会社は、会社法 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。)</u> との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 27 条～第 32 条 （条文省略）</p> <p>（<u>社外監査役</u>との責任限定契約）</p> <p>第33条</p> <p>当会社は、会社法 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 27 条～第 32 条 （現行どおり）</p> <p>（<u>監査役</u>との責任限定契約）</p> <p>第33条</p> <p>当会社は、会社法 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 26 日（予定）

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日（予定）

以上